高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年１月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東北縦貫自動車道弘前線	福島県安達郡大玉村 （大玉スマートＩＣ）	改築工事	令和８年２月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第４号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告し、令和７年３月31日に最終の変更を行った「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）について、以下のとおり全て変更いたしますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年１月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．料金の額

⑴　料金の額

①　下表⑴から⒀までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

⑴	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
⑵	高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））
⑶	高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（安曇野インターチェンジを含む。））
⑷	高速自動車国道第一東海自動車道
⑸	高速自動車国道東海北陸自動車道
⑹	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
⑺	高速自動車国道中部横断自動車道
⑻	高速自動車国道北陸自動車道（富山県下新川郡朝日町から米原市まで（朝日インターチェンジを含む。））
⑼	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
⑽	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線
⑾	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。））
⑿	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線
⒀	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（小浜市から敦賀市まで（小浜インターチェンジを含まない。））

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

⑴　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間とする。

⑵　料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

Ａ　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

車種＼区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

ただし、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、平成26年４月１日から令和16年３月31日まで、上表の恵那山特別区間及び飛騨特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「６会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は６会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により⑵②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器で利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。